

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

令和3年11月

島 根 県

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症対策の推進に当たっては、地方の実情を踏まえ、迅速かつ臨機応変にご対応いただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の第5波は、変異ウイルスのデルタ株の流行により、全国的に第4波を大きく超える感染拡大となり、島根県内においても、7月以降、連日新規感染者が確認されております。

本県としましては、県民の命と生活をしっかりと守るため、新型インフルエンザ等対策特別措置法や政府の方針に基づき、国、他の都道府県、市町村や関係機関等と連携しながら、感染症の拡大防止や医療提供体制の確保、ワクチン接種の促進などに全力で取り組んでいるところです。

こうした取組により、9月以降、新規感染者の発生は減少傾向となっておりますが、国内では、別の新たな変異ウイルスも確認されているなど、感染症の再拡大への警戒が続いている状況であり、引き続き、医療提供体制の維持などに取り組む必要があります。

また、感染症の長期化により、観光業、宿泊業、飲食業、酒造業のほか、これらの業種に食材を提供する農林水産業や、県民生活を支える地域公共交通をはじめ、幅広い事業者に深刻な影響が及んでおり、県内経済の回復に向けた取組についても、更なる対策が必要となっております。

国におかれましては、本県のこのような状況を斟酌され、引き続き、万全の対策を取られるよう、対応をよろしくお願いいたします。

令和3年11月

島根県知事 **丸山達也**

島根県議会議長 **田中八洲男**

1. 命を守るための検査体制・医療提供体制の整備

- (1) 特効薬及び国産ワクチンの実用化を急ぐこと。また、今後のワクチン接種に係るスケジュールや体制について早期に方針を示すこと。
- (2) 感染拡大の予兆探知のためのモニタリング検査や、社会活動・経済活動の維持のために必要とされる検査等が一斉・定期に実施できるよう、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の充実について、国として支援を行うこと。
- (3) 住民の健康と命を守るため日夜懸命に診療に当たっている医療従事者、医療機関等へ、感染防御等に必要な医療物資が十分に行き届くよう、国内生産できる体制の整備や、流通体制の強化など更なる対策を講じること。
- (4) 今後の新興感染症・再興感染症の感染拡大時における重症・中等症患者の受入にも対応できるよう、地方において感染症対策の中核を担う公立・公的病院等をはじめとする、二次・三次医療を担う診療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。
- (5) 地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入の有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所や医療・福祉等従事者などへの支援について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用するなど国の責任において行うこと。
- (6) 国民健康保険の保険者努力支援制度について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健事業の実施に影響が生じているものについては、今後も引き続き事業実績の評価に関して考慮すること。

- (7) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブ等においては、社会機能維持のために、密接・密集が避けられない中、子どもの安全を確保した上での事業継続が求められている。新型コロナウイルス変異株により、子どもへの感染が広がってきており、保育所等における感染症防止対策を徹底するために必要となる経費について、介護施設等への財政支援と均衡の取れた支援となるよう、補助額を定員規模に応じたものにする事や施設改修費を加えることなどの制度の拡充により支援を強化するとともに全額国費による支援とすること。

2. 学校教育における取組への支援

(1) 学習環境・指導環境の整備

- ① 高等学校及び特別支援学校高等部においても、如何なる緊急事態が生じてもICTを活用した学びを保障するため、情報端末の1人1台整備に必要な財政措置を講ずること。
- ② 端末整備後のランニングコスト、通信料、ソフトウェア等に係る経費負担について十分に財政措置すること。
- ③ 家庭にインターネット環境がない児童生徒に対し、モバイルルータの貸与や通信費等の支援を充実強化の上継続して行えるよう、必要な財源を確保すること。
- ④ 学校での授業のほか、遠隔授業においても学びの保障を担保するため、ICT活用教育に係る教員研修の充実やICT支援員の配置などICTの導入・運用に係る財政支援を拡充すること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒及びその保護者の不安や、感染症に起因するいじめ、偏見、ストレス等心のケアに関するスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置や、いじめ相談窓口の設置に必要な財政支援を確実に行うこと。
- ⑥ 学校や寄宿舎における児童生徒の安全を確保するため、感染拡大防止に有効な施設の整備や物品購入、健康管理に必要となる人員の確保に対し、必要な財政支援を行うこと。

- ⑦ 児童生徒一人一人にあったきめ細かな指導を実現し、また、新型コロナウイルス感染症への対応のために、教員の学校教育活動を支援する学習指導員の配置について、支援を拡充すること。

3. 地域の自由度の高い財政支援制度の充実

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」について、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域の内外にかかわらず全国において地域経済への支援や感染対策を継続的に講じることが求められていることから、今後の感染状況も踏まえ、引き続き交付金の確保を行うとともに、更なる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。
- (2) 令和4年度以降においても、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間は、感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に対して、地域の実情に応じて引き続き迅速かつ的確に対応できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など必要となる財源を措置すること。
- (3) 飲食店等に対する営業時間短縮が要請された緊急事態宣言地域などには、協力要請推進枠による支援があるのに対し、本県のように営業時間短縮要請が必要なかった地域には配分がなかったことを踏まえ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」を大幅に増額し、その配分に当たっては、協力要請推進枠の配分のない地域に重点的に配分をするように見直しをすること。

4. 地域の経済情勢への対応

- (1) 資金繰り対策

令和3年3月末で申込みが終了した、都道府県の制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子・無担保融資について、影響が長期化することによる資金繰りの深刻化が懸念されるため、申込み再開及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めた支援を実施すること。

(2) 中小・小規模事業者への支援

- ① 持続化給付金と家賃支援給付金について、感染症が長期化していることで、依然として多大な影響を受けている事業者に対し、再度の給付を行うこと。

また、持続化給付金については、給付要件を満たす事業者と同等の影響を受けている事業者が受給できるよう、給付要件の緩和や、法人税法上、法人とみなされる任意団体が対象となるよう給付対象を拡大すること。

- ② 地域観光事業支援については、支援の対象を県民に限定せず、近隣圏域も対象に加えるほか、1人当たりの補助限度額を引き上げ、1月以降の予約・販売分の旅行についても対象に含めること。

また、Go To トラベル事業について、感染状況などの地域の実情を踏まえ適切に運用することとし、事業を再開する際には、都道府県との十分な情報共有を行うとともに、実施期間の延長を検討すること。

Go To イート事業については、販売・利用期間の延長やプレミアム率の引上げにより、消費喚起に繋がる支援となるよう努めること。加えて、キャンペーンを停止していない都道府県において、延長に係る事業費の配分を受ける際に事務費が配分されていないため、事業実施に必要な事務費を確保し配分すること。

- ③ 国の2次補正で予算化された「中小・小規模事業者向け経営相談体制強化事業」においては、窓口相談員の旅費を対象とし、専門家派遣の謝金単価を引き上げるなど、アフターコロナに向けて事業者の経営基盤を強化するため、より一層のきめ細かな伴走型の支援に必要な運用の改善を図ること。

- ④ 令和3年度限りとされている固定資産税及び都市計画税の軽減措置について、中小事業者は、感染症による影響が長期化し、依然として多大な影響を受けていることから、引き続き、令和4年度においても継続すること。

その際には、「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金」による補填も継続すること。

(3) サプライチェーンの立て直し対策

「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」は、地方拠点強化税制との併用により、企業の地方への拠点整備を促進し、地域経済を活性化する制度であることから、令和4年度以降も継続し、長期的に活用できるようにすること。

(4) 雇用への支援

雇用調整助成金の特例措置については、5月以降、企業の業況に基づく「業況特例」が設けられた上で、「原則的な措置」として段階的に助成率や助成限度額が引き下げられている。

一方で、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置地域は「地域特例」として引き下げは行われていないが、大都市圏での緊急事態措置、まん延防止等重点措置は、その他の地域にも、観光・宿泊・飲食を中心に大きな影響を与えていることから、地域別で差を設けず、全国一律の措置とし、5月以降の縮減については縮減前の水準までの遡及適用を行うこと。

また、今後も経済・雇用情勢を踏まえ柔軟に対応するとともに、財源確保を確実にすること。

(5) 地方路線の維持

JRの地方路線の果たしている役割が引き続き堅持されるよう、JR北海道、四国、貨物だけでなく、新型コロナの影響等により厳しい経営状況にあるJR西日本に対しても、コロナ禍を乗り切るための一定の経営支援を講じること。

(6) 農業者・漁業者の経営安定・維持に向けたセーフティネット対策の充実等

① コロナ禍による主食用米の需給悪化の影響を改善するには、生産者、関係団体等による取組では限界があることから、在庫の抜本的解消のための緊急対策を講じること。

② 新型コロナウイルスの流行により、農林水産物の販売が不安定になる中で、新規就農者や水田園芸などの新たな取組を行う意欲的な担い手が安心して経営できるよう、農業収入保険については、初年度分は決算見込額での加入を認めるなど、加入要件を緩和すること。

- ③ 令和2年に農業収入保険において設けられた「新型コロナウイルス特例」について、当年以降の新型コロナウイルスの影響に鑑み、引き続き措置すること。

また、漁業収入安定対策事業について、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せないことから、感染拡大の影響を受けた年の収入を補償水準の算定から除外するなどの措置を講じること。

(7) 強靱な経済構造の構築

- ① 景気を下支えし、防災・減災、国土強靱化、長寿命化対策を推進する公共事業予算を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症を契機としたインフラ分野における抜本的な生産性の向上を目指し、新たに地域の建設関係業者が i-Construction の推進に向けて取り組む設備投資に対する支援を行うこと。

5. 人権侵害や風評被害に配慮した対策の推進

- (1) 患者・家族など新型コロナウイルスと戦う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷を防ぐため、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に対する正しい理解が進むよう、政府広報など必要な対応をとること。
- (2) インターネットやSNSを利用した人権侵害に当たると思われる事案等に迅速に対応するなど、法令の改正等も視野に入れ、人権侵害や風評被害に配慮した効果的な対策を講じること。

